

■ 4条1項11号

不服 2023-004986

<本願商標>

「マーくん」(標準文字)

第25類「野球用ユニフォーム, 野球靴, 運動用特殊靴, 運動用特殊衣服」

第28類「野球用具, 運動用具」

※補正後の指定商品

<結論>

本件審判の請求は、成り立たない。

<原査定理由>

引用商標:「M a r k u n .」(標準文字)

第28類「ゴルフマーカ―用ホルダー」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を入しております。

1 商標法第4条第1項第11号の該当性について

(1) 本願商標について

本願商標は、「マーくん」の文字を標準文字で表してなるものであるから、当該文字に相応して「マークン」の称呼が生じ、また、当該文字は、一般の辞書等に載録されている成語とは認められず、我が国において特定の事物又は意味合いを表すものとして認識され、親しまれているというべき事情は認められないため、これよりは、特定の観念は生じないものである。

したがって、本願商標は、その構成文字に相応して、「マークン」の称呼が生じ、特定の観念が生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、「Markun.」の文字を標準文字で表してなるものであるから、当該文字に相応して「マークン」の称呼が生じ、また、当該文字は、一般の辞書等に載録されている成語とは認められず、我が国において特定の事物又は意味合いを表すものとして認識され、親しまれているというべき事情は認められないため、これよりは、特定の観念は生じないものである。

したがって、引用商標は、その構成文字より、「マークン」の称呼が生じ、特定の観念が生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標「マーくん」は、片仮名及び平仮名で構成され、引用商標「Markun.」は、欧文字で構成されているため、これらの文字種に差異を有するものの、我が国において、同じ称呼が生じる平仮名、片仮名及び欧文字を相互に変換して表記することは、取引において、一般的に行われている事情があることから、「Markun.」は、「マーくん」を欧文字で表記したものと容易に認識し得るものであることに加え、本願商標と引用商標は、いずれも標準文字で表されていることからすると、両商標の文字種が異なることによる外観の相違は、これらが別異のものであると認識させるほどの強い印象を与えるものではない。

また、両商標は、「マークン」の称呼を共通にする。

さらに、両商標は、いずれも特定の観念を生じないことから、観念において紛れるおそれはない。

加えて、請求人が主張するように、本願商標「マーくん」は、需要者が「千葉ロッテマリーンズの公式マスコットキャラクター」の著名な名称であると認識すると仮定しても、「マーくん」の文字を欧文字で表記した引用商標も同様に「千葉ロッテマリーンズの公式マスコットキャラクター」の著名な名称を理解させると判断し得ることからすると、両商標の観念は同一である。

そうすると、本件商標と引用商標は、「マークン」の称呼を共通にし、両商標の外観の相違は、これらが別異のものであると認識させるほどの強い印象を与えるものではなく、また、観念において紛れるおそれはなく、仮に、本願商標が「千葉ロッテマリーンズの公式マスコットキャラクター」の著名な名称の観念が生じる場合、引用商標も同じ観念が生じることから、これらの外観、称呼及び観念等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して考察すると、両者が同一又は類似の商品に使用された場合に

は、当該商品の出所を誤認混同するおそれがあるほどに類似すると判断するのが相当である。

したがって、本願商標と引用商標は、類似する商標であると認められる。

(4) 当審補正商品と引用商標に係る指定商品との類否について

当審補正商品である「野球用ユニフォーム、野球靴、運動用特殊靴、運動用特殊衣」及び「野球用具、運動用具」と引用商標に係る指定商品「ゴルフマーカ―用ホルダー」は、いずれも運動を行う際に使用する商品であり、運動用具のメーカーが製造し、運動用具を取り扱う小売店等で販売されるものであるから、同一の営業主の製造又は販売に係る商品と誤認されるおそれがあり、また、これらの商品の需要者は、いずれも運動を行う者であるため、その需要者も共通にする。

そうすると、当審補正商品と引用商標に係る指定商品は、製造部門、販売部門及び需要者を共通にすることから、これらは、同一又類似の商品である。

なお、当審補正商品中の第28類「運動用具」は「ゴルフ用具」を含む商品であり、「ゴルフ用具」には「ゴルフマーカ―用ホルダー」が含まれる。

そうすると、当審補正商品のうち、第28類「運動用具」中の「ゴルフ用具」に含まれる「ゴルフマーカ―用ホルダー」と引用商標に係る指定商品「ゴルフマーカ―用ホルダー」は、同一の商品であり、同一営業主の製造又は販売に係る商品と誤認されることは明白である。

(5) 小括

以上のとおり、本願商標は、引用商標と類似する商標であり、かつ、当審補正商品は、引用商標に係る指定商品と同一又は類似するものであるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。

2 請求人の主張に対する反論

(1) 請求人は、審判請求書において、本願商標「マーくん」はプロ野球チームの千葉ロッテマリーンズの公式マスコットキャラクターとして極めて高い認知度を有しているといった事実を考慮すると、本願商標と引用商標とは、その称呼に一定の類似性が認められる可能性があるとしても、印象が大きく異なり、全体の外観及び観念が著しく相違し、これらを総合して勘案すれば、時と場所を異にして本願商標及び引用商標に接した需要者・取引者において両者を見誤るおそれはなく、故に両商標間で商品の出所の誤認混同をきたす可能性は皆無といい得るものであり、両者は全体として非類似の商標とい得るものである旨主張する。

しかしながら、上記1（3）のとおり、本願商標と引用商標は「マークン」の称呼を共通にし、両商標の外観の相違は、これらが別異のものであると認識させるほどの強い印象を与えるものではなく、また、観念において紛れるおそれはなく、仮に、本願商標が「千葉ロッテマリーンズの公式マスコットキャラクター」の著名な名称の観念が生じる場合、引用商標も同じ観念が生じることからすると、本願商標と引用商標は、類似する商標であると判断するのが相当である。

(2) 請求人は、審判請求書において、引用商標に係る指定商品「ゴルフマーカ用ホルダー」は、一般にゴルフ用具を専門に扱う販売店を通じて、ゴルフ競技者のみならず一般のゴルフ愛好者に販売されているものであるのに対し、当審補正商品中の第25類「野球用ユニフォーム、野球靴」及び第28類「野球用具」は、野球用具専門店又はスポーツ用具専門で販売され、また、「野球用ユニフォーム」は一般のアパレルショップ等の被服取扱店でも販売されるものであり、ゴルフ用具専門店では野球を含むその他のスポーツに関する用具等の販売がなされない傾向にあり、「野球用ユニフォーム、野球靴、野球用具」と「ゴルフマーカ用ホルダー」とは、取り扱う製造メーカーも明らかに異なるとともに、販売部門や用途も顕著に異にしており、完成品と部品の関係にもなく、これらの諸点を総合的に勘案すると、両商品に同一又は類似の商標を使用した場合であっても、同一営業主の製造又は販売に係る商品と誤認されるおそれは皆無であることから、当審補正商品と引用商標に係る指定商品とは類似の関係にないことは明白である旨主張する。

しかしながら、上記1（4）のとおり、「野球用ユニフォーム、野球靴、運動用特殊靴、運動用特殊衣」及び「野球用具、運動用具」と「ゴルフマーカ用ホルダー」は、いずれも運動を行う際に使用する商品であり、運動用具のメーカーが製造し、運動用具を取り扱う小売店等で販売されるものであるから、同一の営業主の製造又は販売に係る商品と誤認されるおそれがあり、これらの商品の需要者は、いずれも運動を行う者であるため、その需要者も共通にするので、当審補正商品と引用商標に係る指定商品は、製造部門、販売部門及び需要者を共通にする同一又類似の商品である。

また、当審補正商品のうち、第28類「運動用具」中の「ゴルフ用具」には「ゴルフマーカ用ホルダー」が含まれ、当該商品と引用商標に係る指定商品「ゴルフマーカ用ホルダー」は、同一の商品であって、同一営業主の製造又は販売に係る商品と誤認されることは明白である。

(3) 請求人の上記主張は、いずれも採用することができず、その他の請求人の主張も採用することができない。

3 まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当するものであるから、登録することができない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「マーくん」と引用商標「Markun.」は、「マークン」の称呼を共通にし、両商標の外観の相違は、これらが別異のものであると認識させるほどの強い印象を与えるものではなく、また、観念において紛れるおそれはなく、仮に、本願商標が「千葉ロッテマリーンズの公式マスコットキャラクター」の著名な名称の観念が生じる場合、引用商標も同じ観念が生じることから、これらの外観、称呼及び観念等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して考察すると、両者が同一又は類似の商品に使用された場合には、当該商品の出所を誤認混同するおそれがあるほどに類似すると判断するのが相当である、とされました。

近年の商標審決における類否判断傾向を踏まえると、「厳しい結論なのではないか」という第一印象を抱いたのは、当職だけでしょうか。

たしかに、両商標から「マークン」の称呼が生じる点については、否定できないでしょう。ただ、外観については、一見してもかなり異なる印象を受けるように思います。わが国の一般的な需要者が、本願商標「マーくん」の文字を目にした際、もっとも自然に想起されるのは、愛称とかあだ名ではないでしょうか。一方で、引用商標「Markun.」には、語尾にピリオドがあることもあって、少なくとも、そのような愛称やあだ名の文字種を変換した語であると認識するというのは、かなり無理があるように思います。

また、観念についても、本願商標「マーくん」からは、「千葉ロッテマリーンズの公式マスコットキャラクター」という観念以前に、『「マーくん』という愛称』とか『「マーくん』というキャラクター』という観念が生じ得ると認定することも、(従来の審決における判断傾向を踏まえると)可能であったのではないかと思料します。

そうすると、審決でもよく判断されているように、両商標は「マークン」の称呼を共通にするとしても、外観及び観念において、相紛れるおそれはないから、これらを総合して全体的に考察すると、これらの商標は、非類似の商標というべきである、と結論付けることもできたのではないかと、個人的には考えます。この点はまさに、請求人も主張しているとおりにです。

もともと、インターネットで「Markun」の語を検索してみると、個人のユーザー名やペンネームのように、「Markun」が使われている例が散見されます。「Markun」という既存の英単語などがないことを踏まえると、たしかに、日本人が「Markun」を使う場合には、「マーくん」とか「マー君」という自身の愛称やあだ名から由来していると考えられなくもありません。

おそらく、審判官は、こういった現状があることを考慮したのではないかという気がします。ただ、そういった例が一般的とまで言えるかといえば、正直疑問が残ります。

ところで、細かいことですが、本審決において、本願商標の指定商品の一つである「運動用特殊衣服」の表記が、なぜか全て「運動用特殊衣」（※「服」が脱落）になっています。おそらく、特許庁が最初のコピペをミスしたものと思われるのですが、最近、世の中の文書内でこのような誤字脱字が非常に多いように感じられ、心配になります（ちなみに、本審決中には、「同一又類似の商品」という表記（※「は」が脱落）もあります）。

（弁理士 永露 祥生）

< 2024年3月4日 >